

Q70 支援費支給方式について

福祉サービスの金銭的な援助の仕組みが支援費支給という新しい方式に変わると聞きました。いつ、どのように変わるのでしょうか。

社会福祉法が制定され、障害者福祉の在宅・施設サービスは、2003年4月から原則的に措置制度から利用契約制度へ移行することが予定されています。サービス利用者は事業者に対して利用の申込みを行うとともに、市町村に支援費の申請を行い、その申請を受けた市町村は支援費の支給の要否を決定することになります。

居宅サービスの場合には、支援費を支給する期間を定めるとともに、サービスの種類ごとに支援費を支給する一定期間（月単位）あたりのサービス量を定めることとしています（身障法17条の5、知障法15条の6）。また、施設サービスの場合には、支給期間と障害程度区分を定めることとされています（身障法17条の11、知障法15条の12）。

利用者は利用にあたって、これらの事項を記載した受給者証を事業者に提示してサービスを受けることになります。

今回の改正では、18歳未満の障害児の場合、施設サービスに関しては措置制度を存続させ、在宅サービス（ヘルパー、デイサービス、ショートステイ）については支援費支給方式が導入されます。18歳以上の成人障害者については補助具、日常生活用具、更生医療などを除いて、在宅、施設を問わず主要なサービスが支援費支給方式に移行することになりました。

市町村には支援費支給に関する事務、情報提供、あっせん・調整などの役割が盛りこまれましたので、わからない場合にはまず市町村の窓口にて相談をして下さい。